

雇児保発 0401 第 1 号
平成 28 年 4 月 1 日

都道府県
各 政令指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公 印 省 略）

「第 3 次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 16 条第 1 項に基づく標記計画の決定に伴い、先般、「第 3 次食育推進基本計画の決定について」（平成 28 年 3 月 18 日医政発 0318 第 15 号・健発第 0318 第 8 号・生食発 0318 第 1 号・雇児発 0318 第 2 号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）が発出されたところであり、下記の事項に特段のご配慮をお願いするとともに、保育所における食育の更なる推進に努めていただきたい。また、都道府県におかれては、管内市町村（政令指定都市及び中核市除く。）に対する周知及び適切な支援をお願いする。なお、地域型保育事業においても、保育所と同様に食育の推進に努めていただきたい。

なお、「第 3 次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進については、同日付けで、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より各都道府県・保健所設置市・特別区母子保健主管部（局）長あて同趣旨の通知を発出していることを申し添える（「第 3 次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について」（平成 28 年 4 月 1 日雇児母発 0401 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知））。

記

1 保育所における「食育の計画」の見直し等について

保育所においては、「保育所保育指針」に基づき、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めることとしている。第3次食育推進基本計画の決定を踏まえ、保育所において、施設長、保育士、栄養士、調理員等の協力の下、各地域や施設の特性に応じた食育の計画の見直しや策定が推進されるよう、支援をお願いする。

2 保育所における食育の取組の推進について

(1) 多様な暮らしに対応した食育の推進について

子どもへの食育は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、子どもの成長や発達に合わせた切れ目のない取組の推進が重要である。そのため、子どもの発達段階に応じた食育のねらいや留意事項を整理した「保育所における食育に関する指針」の普及を図り、その活用を促進し、家庭や地域とも連携の下、楽しく食に関する体験ができるような取組の推進をお願いする。また、保育所の人的・物的資源を活かし、在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関等と連携しつつ、保育所を拠点とした積極的な取組の推進をお願いする。

その際、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮いただきたい。

(2) 食の循環や環境を意識した食育の推進について

食に対する感謝の念や理解を深めていくため、生産から消費までの一連の食の循環を体験を通じて意識できるよう工夫するとともに、食事の提供に当たっては、「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減等に取り組むなど、環境にも配慮した取組の推進をお願いする。

(3) 食文化の継承に向けた食育の推進について

我が国の豊かで多様な食文化が保護・継承されるよう、保育所や地域の行事に合わせた行事食を提供することなどを通じて、郷土料理、伝統食材、食事の作法等、伝統的な食文化に関する関心と理解が深まるような体験や保護者への情報提供も含めた取組の推進をお願いします。

3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要であることから、保育所においても、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組の推進をお願いします。